

故総州太守源公持房景龍院殿高門常譽禪門行狀

源持房山城州平栗郷人也。生于應永辛巳之年。應永八年即天皇後小松院十九年。天山相公
 王有賢子曰滿仲。任左馬頭。後號多田新菰意。生三男。季曰頼信。封为河内守。其子曰頼
 兼。名次郎。为羽田家督。善吹横笛。禁中使公卿賜樂。分義兼掌之。至管扛付玉持房。
 曰義助。字曰義貞。女弟新田左中将也。義助而服左刑部卿也。蓋義貞若家氏之姪。孫也。
 入海者。船上山寺云。新田世良田有富氏。當時貸錢三千貫。輸之以五百為期。若夫期没入寺。使去富家。

如易與耳。早旦尚氏騎馬为方。驅上塗。後陣者從之。賊不敢動。大夫人衣以存之。時人稱其事。愧而弃
 相挂。神色不少。妾男。稱其丈夫。後果如其言。使季子復立。之後。今相摸守是也。一則辛卯十歲。未并入侍。
 也。今此。且。何以報之。云。結。名。次。郎。任。刑。部。大。輔。封。上。總。守。我。不。文。封。也。我朝封國男。入。鄂。隱。也。非。實。封。也。。法。名。
 大。館。氏。尼。越。中。有。國。古。有。積。田。多。今。江。子。福。田。子。崎。川。子。於。原。子。子。取。加。賀。有。福。田。子。若。松。出。雲。有。稻。共。有。此。
 春。守。大。館。氏。不。絶。結。縁。後。世。壇。滅。世。間。城。從。祖。宗。玉。子。高。橋。子。行。實。願。奉。以。擬。侍。貴。者。若。大。患。禪。師。中。七。十。
 文龜三年 太歲癸亥二月十一日 釋氏周麟六十四歲撰

足利時代に於ける上流武士の公私生活

—大館持房行狀の研究—

三 浦 周 行

一 大館持房行狀の解題

足利時代は一般に記録に乏しい時代である。それでも公家には其日常の公私生活を窺ふべき資料が日記を始めとしてないではないが、武家は一體に文字に乏しい爲めに、これに匹敵すべき正確なる根本史料を得難い憾があるを免れぬ。

それについて私の今説かんとする大館持房行狀には何程か其缺陷を補ふに足るものがある。大館持房行狀は詳しく言へば、『故總州大守源公持房景廬院殿高門常譽禪門行狀』である。總州大守とは持房が上總守であつた事をいひ、景廬院殿とは其院號であり、高門とは其法號、常譽とは其法名である。而して此行狀の著者周麟は字を景徐といひ、宜竹、半隱、對松の號がある。五歳の時、相國寺に入つて中材用堂に就き、後、其嗣法となつた。中材用堂は相國寺の前住であつて、將軍義持の崇敬を受けた一時の名繼である。(蔭涼軒日録) 景德寺、等持寺、相國寺に歷住し、僧祿司に任せられて鹿苑院で禪林の事務を統轄すること六歳、相國寺に住することも八回に及んだ。蔭涼軒日録の著者集證の評を

借りていふならば、「彼景徐翁成人才力過人、殊其心法不混當代之人、於五岳内、萬衆皆服之如歸市、誠可貴之人也」とある。相國寺の萬里集九の如きも、彼れを主盟と崇めてゐる。(梅花無盡藏)彼れが濟輩の間に推重されつゝあつたことが知れる。延徳二年、彼れが等持寺にあつた頃、幕府は是迄の遣明正使が其人を得ない爲め、日本の恥辱となることがあつたから、特に彼れの才を選んで遣明正使たるべき内命を傳へたが、彼れは自身が病軀、不才で其任に堪へぬといつて固辭して已まなかつた。又此内命を傳へた蔭涼軒集證も彼れとは四十餘年來の交友として最も能く其人と爲りを知つてゐるが、彼れは世事に迂く、殊に幼少より多病であつて、只常に文字を弄し、談義、讀書、詩文の外に何の求むるところもなく、正使には適せぬと證言した爲めに、沙汰止となつた。(蔭涼軒日録)併し彼れは命を承けて將軍が日本國王として明に贈る書翰起草し、又屢將軍の朝鮮に遣す書をも草した。彼れの詩文集には翰林葫蘆集がある。宜竹殘稿は其一部の抄録に過ぎない。

延徳三年正月に義政が薨じたから、其後を繼いだ義材(義種)は義政の爲めに相國寺十三塔頭の内の一を慈照院となさんとし、在中中淹和尚の開山で、當時周麟が院主となつてゐた大徳院をこれに充て、此機會を以て東山の慈照院は其寺號を慈照寺に改むる事とした。義政の東山の別業を寺として義政の墳墓の地とするについては、地元の山門に異議があつた爲めに、義政の薨後、遺骨は等持院に安せられた。其後一旦相國寺の大智院に預けてあつた義政の遺骨は、畫像、屏風等の遺物と共に慈照院に移

されてゐる。周麟は永正十五年三月、七十九歳で、此慈照院の宜竹軒で示寂したのである。

慈照院には現に周麟の自畫贊を傳へてゐる。これを見ると、其幼少より多病といふに似ず狀貌は魁偉であるが、眉目は溫雅で親しむべきものがある。彼れの自贊の語は、

道也求麼、喚何爲道、禪其參麼、認甚曰禪、阿呵々、出世四所、住山萬年、舉足下足、白日青天、

宜竹景徐叟

とあつて、其左方に次の傍註が附記されてゐる。

于時六十二歲、領南禪帖、以故命工作紫衣、

麟

周麟の六十二歳は、文龜元年に當る。此畫像は同年に成つたものである。周麟はみづから此畫像に紫衣を纏うてゐる事を説明してゐるが、彼れが南禪寺の長老となつた事は其傳記に載せてゐないから、これに據つて其遺漏を補ふことが出來よう。

周麟の傳記の補遺とすべきは此一事に止まらぬ。彼れの出自については、俗姓佐々木氏と書いたものゝある外には詳しい事が傳はつてゐない。然るに此行狀を見ると、彼れは大館氏の人であつて、佐々木氏ではない。大館、佐々木何れも源氏ではあるが、前者は清和源氏であつて、後者は宇多源氏であるから、もとより混同すべきではない。而かも斯く混同されたについても、此行狀に其索線が求められる。

大館氏の出なる周麟が其父持房の一生を細叙したものが此行狀である。彼れが持房の子である事は萬里が答等持桃源禪師書に、「伏承宜竹主盟今茲結制、據仰嶠之位、說法聳動四坤、雖祝々千歡百抃、以不使景龐翁宜竹之家父大館景龐院是時已沒無聞之爲遺恨也」とある文中にも見える。(梅花無盡藏)文明十七年四月二十八日に相國寺の新住持として景三の入院式に臨んだ義政が、上堂の禪客は誰ぞと問ひ、「周麟首座、大館刑部之伯父也、能僧也」との答を得て、快心の笑を洩らしたとの事であるが、大館刑部とは持房の嫡孫政重の事である。(蔭涼軒日録)周麟は大館氏が源氏の嫡流たる名門であり乍ら、應仁、文明の戰禍を蒙つて、諸國に散在した家領の多くは横暴なる守護の強奪するところとなり、家道漸く衰へて、後世に及んでは、或は堙滅して聞こえざるに至る事もあらんかと、憂慮の餘り、得意の椽大の筆を揮つて、其始祖から持房に至る迄の世系、行實を集めて傳贊に擬したものである。彼れの佳作としては、瑞溪周鳳の傳に興宗明教禪師行狀があり、又觀世小次郎の傳に觀世小次郎畫像杯もないではないが、これに現はされたやうな眞摯と熱情とは到底それらに望まれぬ。彼れは其行狀の筆を擱くに當つて。

昔者大惠禪師七十四歲、詣丞相張公言曰、先人不幸無後、其之責、願乞一給使名、藉公重、庶有肯就者、張公測然興歎、遂奏其族弟道原、奉師親後、今也其心可想見矣、讀之者莫罪俗談、則幸矣、謹狀、

と言つてゐる。出家の身の、遺に俗談を憚つたであらうが、寔に父を思ひ家を重んずるの至誠に出でたるを疑はぬ。此行狀は文龜三年、周麟が六十四歳の時の撰であつて、畫像の成つた時から二年の後

であるが、滔々八千六百語、皆彼れの自筆に係るものであつて、これ丈でも其精力の非凡であつた事が窺はれる。

此行狀は何故か翰林胡蘆集に載つてをらぬ。私の管見では、山城名勝志の中に醍醐實相房の名を擧げて、

源持房大館行狀云持房並嫡孫政重携妻子老弱安下醍醐寺、以實相房爲行臺、

といつてゐるが如き源持房行狀の文を引用したものはないではないけれども、全文を載せたものは未だ見當らぬ。明治四十三年、私は此行狀を京都の若林春和堂から手に入れた。疎末な紙表装から成つた二幅であるが、其裏には何れも「慈照」の文字が記されてゐるから、周麟の終焉地、相國寺塔頭慈照院の舊藏であつたと知られる。

二 大館氏の出自

先づ大館氏の出自について、本行狀には、大館は其祖先が上野國新田大館を領してゐたから氏の名としたのであつて、大館を本領とし、名字の地としてゐるが、別に又始めて大館と稱したのは義兼であつて、大館氏のゐた家が他よりも大であつたから、大館と稱したのであるとの一説、新田政義の次男家氏が始めて大館と號したとか、或は家氏に至つて復大館と稱したとかいふ異説をも載せてゐる。大館は上野新田六十六郷の隨一（今尾島町の地名）である。此邊一帶新田莊内であつて、同族の繁衍して

ゐた跡がそれらの地名でも窺はれる。大館氏の如きも其一つに外ならぬ。

地名としての大館は「おほたち」であるが、大館氏も亦正しく「おほたち」と呼ばれた事は、持房の孫尙氏が將軍夫人日野氏の料所伊勢國益田莊代官職に補せられた時の請文の署名に、

大たちいよのかみ

尙氏(花押)

と見えてゐるのでも知れる。大館の地が大館氏の本居であつたことは疑ふ餘地もないが、大館の名の起源を手廣き館があつたからとするは、其名より思附いた説であつて、所謂地名傳説と見るべく、確實性に乏しい。

大館氏は清和源氏であつて、新田氏の庶流である。新田氏の祖は義重であるが、行狀に據ると、其子義兼は横笛を善くし、禁中に於て公卿が樂を催した時にこれを掌つた事がある。其笛は相傳へて持房に至り、源氏累代の寶劔鬼切と共に、家寶としてこれを珍襲してゐると記される。何れも大館氏の誇であつたに相違ない。

新田政義の長男は政氏であつて、次男が家氏であるが、大館氏は此家氏の後であつて、持房からは七世の祖に當つてゐる。尊卑分脈を始めとして、諸系圖、系圖纂要等何れも家氏を大館二郎と稱し、殊に後の二者には、上野國新田郡大館に住すと記して、大館氏の始祖としてゐる。此點から、本行狀

に家氏が始めて大館と號したとあるのが當つてを、家氏に至つて復大館氏と號したとの或説は誤りであらうと思はれる。

新田義貞は家氏の兄政氏の曾孫であつて、大館氏の宗家の人である。元弘三年義貞が後醍醐天皇の詔を奉じて鎌倉を攻めんとして同族に謀つた時、最初に賛意を表したものは宗氏であつた。彼れは一軍を率ゐて鎌倉に討入つて先づ戦死した。其子氏明も亦王事に勤め、足利尊氏の軍と近江、山城の間に轉戦してこれを走らせ、尋で赤松圓心(本行狀誤つて圓心に作る)の白旗城を攻め、尊氏の九州から大舉して上京を圖つた時には、これと兵庫に戦ひ、利あらずして京都に引返した。其後後醍醐天皇に供奉して山門に赴き、又屢京都に出で、敵軍と戦つた。天皇はやがて尊氏の請を容れられて京都に還幸したまうたが、氏明はこれに供奉した。天皇が吉野に僭幸したまふに及んで氏明は又これに歸し奉つたから、天皇は其忠誠を嘉して伊豫國刺史(太平記に守護)に任じ、赴任させられた。延元五年北軍の四國の大將細川頼春が其世田城に攻め寄せた時、氏明は防戦頗る力めたけれども、遂に利あらずして自殺した。

是迄は大館氏が新田義貞や弟脇屋義助と共に官方であつた時代の事蹟の本行狀に現はれた大要を摘録したものであつて、本行狀の前半の大部分を占めてゐる。これ足利方に屬した其後の大館氏と正に一期を劃すべきものである。

三 太平記と本行狀との異同

以上の行狀を讀んで、第一に注意に上る事は、大體に於て其内容が太平記の記事と相一致する點である。義貞が千劍破の寄手に加つてゐる中に、後醍醐天皇の綸旨を賜はつて病と稱して本國に還り、一族を集めて私に擧兵を議した事から、是時偶鎌倉から新田莊世良田に富民が多いのを見込んで兩使を派遣し、臨時に巨額の軍資金を課徴したのを、義貞が怒つて、兩使の内一人を斬り、一人を縛つたが、これが爲めに、鎌倉から討手向けられたから、義貞は更に軍議を凝らし、義助の意見に依つて鎌倉を襲撃するに決した事杯、少しも太平記に異ならぬ。只太平記には、幕府が六萬貫を五日以内に調達すべしとの命を下したとあるのを、本行狀に六千貫としてをり、新田氏の軍が利根川を渡る頃、越後の新田氏の一族鳥山、大井田等の來援した兵數を、太平記には二千騎とあるのを本行狀に三千餘騎としてゐる位の相違はある。

今其大館氏に關係ある事實について、兩書の間主なる異同を對照するならば、義貞が幕府の討伐令を蒙つた後、一族を集めて軍議を凝らした際、義助が鎌倉進撃を主張したのに對して、太平記には、「當座ノ一族三十餘人皆此義ニゾ同シケル」とあるのを、本行狀には、大館宗氏が首としてこれに賛したとなつてゐる。これは大館氏の家牒に據つたものであらうか。やがて義貞が生品明神の社頭で旗擧げをして討つて出でた時、太平記には相隨ふ一族の隨一として、大館次郎宗氏、子息孫次郎幸氏、二男彌次

郎氏明、三男彦二郎氏兼を擧げてゐるのを、本行狀には、嫡子孫二郎幸氏、二男彌次郎氏明、三男彦次郎純兼としてあつて氏兼が純兼になつてゐる。(尊卑分脈には氏明、幸氏、宗兼、氏兼に作る)

延元元年正月、大館氏明が新田義貞に屬して西上の足利軍と戦つた事は、太平記と略一致してゐるが、山門に御避難の後醍醐天皇が、尊氏の奏請を容れられて、義貞にも諮らせられず京都還幸を仰出だされた時、降參の志あるもの共が、供奉せんと待構へてゐた中に、大館氏明、江田行義のあつた事を、太平記に、「新田ノ一族ニテ、イツモ一方ノ大將タリシカバ、安否ヲ當家(新田宗家の事)ノ存亡ニコソ任セラルヘカリシカ、如何ナル深キ所存カ有ケン、二人トモニ降參セントテ、九日(十月)曉ヨリ先山上ニ登リテソ居タリケル」と見え、兩人はやがて還幸に供奉してゐる。されば太平記では、兩人の義貞と行動を共にせなかつた事は一つの疑問であるが、本行狀に於ては、「氏明微知上意、與計曰我父宗氏受朝命、最先死稻村崎之軍、爾來不肖相承戰者四年、上今許於尊氏、安得不從還幸哉」といつてを、全く氏明が勤王の誠意に出でたものと見てゐる。

太平記には彼れが降人となつて暫く尊氏に屬してゐたと書かれてゐるが、彼れが天皇の御南遷を知つて吉野に馳參し、叡威の餘り伊豫國守護に補せられ、後、北軍と戦つて難に殉じた事を思へば、彼れは初に尊氏の誠意を疑はずして京都に供奉したものの、意外にも、尊氏の爲めに捕虜の待遇を受け、脱奔して吉野に參つたものと見るべきであらう。

太平記と本行状との記事の異同は略前に指摘した通りである。其中稻村崎の戦に死んだ宗氏の爲めには、「宗氏受朝命首死敵已而高時以亡、天皇重祚、功何加焉」といひ、伊豫に殉難した氏明の爲めには「氏明起兵八年、身數十餘戰、未嘗敗北、卒守節死義、可謂不辱父命也」といつて共に其忠節を讃歎してゐる。父子相共に王事に勤めて戦場の露と消えたのは其忠烈如何なる讃辭も溢美ではない。矧して本行状の記事は、著者の心からの敬慕を以て織り出されたものなるに於てをや。

併し宗氏、氏明の事蹟が斯く太平記の記事と吻合するのを見れば、周麟の此行状は一部太平記を根據として書かれたのか、彼れの探つた大館氏の家牒杯が、偶太平記と相一致してゐたのか、其何れかであらうが、私は寧ろ前者でなからうかと考へる。何となれば大館氏は宗氏父子の忠死に依つて、一家殆ど滅亡せんとし、記録も亦堙滅した事が有勝な上に、氏明の子義冬以來は足利氏に屬して歴世將軍の近臣となり、官方時代の祖先の記録は、或は故意に破毀された事も有らうかと想像さるゝからである。故に氏明以前は多少其家牒、家傳等に據つた事實がないではなかつたとしても、太平記以上に餘り多くを期待する事は出来まいかと思はれる。

四 大館氏の甦生と世系

然るに義冬以後の本行状の記事に至つては全く大館氏の家牒に據つて書かれたものと見られる。是迄父祖以來官方純忠の士であつた大館氏は、一旦家絶えて、新田氏の宿敵たる足利方として甦生した。

甦生後の大館氏は歴世將軍の近臣となつて羽振がよく、將軍からは其偏名を賜はり、定紋中黒の家紋から、足利氏の二引兩を家紋とする事を特に許された。本行狀が其前後に依つて記事の繁簡疎密の相違が著しく目立つて見受けられるのも、これが爲めであらう。

大館氏甦生の動機について、本行狀の記事に據れば、氏明の子義冬は父の戦死後、難を避けて九州地方に隠れてゐたから、誰も其行方を知つたものもなかつたが、獨り佐々木道譽(高氏)のみがこれを知つてゐて、將軍に向ひ、彼れを召出だされんことを勧め、さもなければ後患があらんと申出でた。幕府に取つて功勞ある道譽の請であるから、將軍もこれを許した。道譽は其女を以て義冬に妻はせ、近江草野莊をこれに贈つたといふのである。大館氏は斯くて道譽の同情に依つて新生面を開く事が出来た。大館氏の人なる周麟の俗姓が佐々木氏と誤り傳へられたのは恐らくこれが爲めであらう。

然るに諸系圖、系圖纂要には共に義冬を以て細川頼春の子としてゐる。併し此事は本行狀にも、尊卑分脈にも見當らず、頼春は氏明の當面の敵であつて、氏明を殺したものは頼春であつた。氏明が敵の子を養子とすべき筈もなく、萬一頼春の子であつたとするならば、父の戦死後、九州に落延びる謂れもないから、此説は信憑し難い。

今本行狀に據つて義信以來の大館氏の世系を示すならば、左の如くになり、尊卑分脈其他何れの系圖よりも詳密である。

義冬 妙同院、道妙
善峰

氏信 掃部助、信光寺
妙心、無垢

滿信 永徳元年生、刑部少輔、上總守
仙館院、祐善、慶堂

某大島氏養子

義信 横田

滿冬

今參局

祥仁、壽峯攝取院
長祿三年正月十九日死

氏幸 福田

僧東岡易禪師

持兼 六郎

僧

持房

次郎、刑部大輔、上總守、文明三年九月十一日卒、七十一
常譽、高門、覺阿

持員

五郎、中務少輔
龍雲院、常光 彌五郎今江、中務少輔

教幸

常椿、心叟、妙勝寺
母赤松則友女 政重次郎、從四位、刑部大輔

教氏

兵庫頭、寛正四年九月七日卒、三十八
覺苑寺、常圓、月海 某早世

女

山名 妻

某早世

女

佐子、義政妾 舜長老

尚氏 伊豫守、兵庫頭、治部少輔、彈正
少弼、從四位、常興

周麟

陽西院 景徳寺、尊持寺、相國寺、南禪寺歷住
永正十五年三月二日寂、七十九

五 大館氏歴世の勳功

これから私は本行狀を主とし、傍ら他の史料をも參取して、大館氏歴世の公的生活を檢討する事としよう。

義冬の子氏信以來、大館氏は男女僧俗共に將軍の近臣として信任を受けたものが少からぬ。先づ氏信についていふならば、彼れは弓馬の譽れが高く、頗る義滿に親愛されてこれに近侍し、外に出づるにも轡を並べた。一日義滿が東山若王寺に遊び、寺後の嶮しき山路を攀ち登つた後、乘馬の儘馳下ると、氏信も亦従つて馳せ下つた。義滿これを見て大に喜んで其佩刀を取つて彼れに與へた。應永六年大内義弘が堺に兵を擧げた時、義滿はこれを伐たんが爲めに男山に出陣したが、偶先きに反いて誅せられた山名氏清の餘黨が變に乗じて丹波の八田を侵したから、義滿は氏信を擢で、大將となし、第五番衆を率ゐて男山から八田に遣した。氏信は氏清の軍を破つて復命したから、義滿は大に喜んで領地を給した。

こゝで少しく番衆、番頭の事を説かねばならぬ。此五番衆について本行狀には「相府分諸國大族爲五、而擇世家親信者爲之長、名之番頭、以氏信爲第五番頭、屬之者、如臣子於君父也、」と説明してゐる。大館氏は實に世家親信のものとして、氏信以來第五番の番頭となつたものと見え、持房も應仁元年正月、應仁亂の第一戰に當り、第五番衆に將として幕府を護衛してをり、彼れの嫡孫政重も亦祖父退老の後

を承けて同じく第五番衆の番頭となつた。總番衆の人員は約三百人で、これを分つて五番となし、毎月六日づゝ幕府に宿衛するものが番衆である。一番の番衆は五十人から八十人許もあるが、其一人一人に兵卒が附屬するのであつて、持房の第五番衆の如きは八十餘騎、士卒數千人、皆其指揮に従つたといはれる。而して番頭と番衆との關係は君臣の如しといつてゐる。それについて思合すべきは、應仁元年の變後、持房が幕府を護衛してゐた時の事、彼れは身に甲冑を着けず、常の衣裳の儘、白布の帶を其腰に束ね、額には金を當て、咽喉には輪を懸けてゐた。此行装は當時の人にも異様に見えたらしく、これを見るもの必ずさうした軍法があるのであらうといつた。斯くて彼れは獨り大床に踞し、諸將を下床に坐せしめたと見える。其威風堂々部下を壓してゐた有様が思ひ浮べられるではないか。

氏信の子満信は永徳元年に生まれ、長ずるに及んで父に従つて幕府に出仕した。二十八歳の時、義満が薨じてからは、義持が其後を承けた。満信は其長子持房、次男持貞と共に義持に近侍したが、義持は此父子を親信して二人の兄弟をして其子義量を輔侍させた。満信は幕府に勢力のあつた三條氏の殊遇を蒙り、其邸に近く住はせられた。其邸蹟は現に大館氏の有となつてゐると書かれてゐる。應永三十五年に義持が嗣子を定めずして薨するに當り、主もなる諸大名が相議して當時青蓮院門主義圓であつた義教を迎へた時、満信は彼れを迎ふる使として派遣されたが、彼れは今一人の副使を所望したから、細川讚岐守がこれに充てられた。再三固辭した門主も後に漸く同意したから輿に乗せて入京し

た。満信の長子持房が騎馬で前驅し、管領畠山満家以下が輿に従ひ、山名時熙が殿を務めた。此前驅と殿後とは共に當時の光榮とするところであつた。本行狀に管領等が青蓮院に行つて推立の意を告げた時、義圓が初め固辭したけれども、彼等がこれを強ひたと見ゆる事は満濟准后日記の記事と一致してゐるが、満信の使命については未だ書いたものを見ない。義教は満信が自身の嗣立に功のあつた事を徳として幕府の樞機に與かり聞かせ、刑部大輔に任じ、上總守とした。

然るに義教は其性格として喜怒哀常ならず、彼れの忌諱に觸れて貶斥されたもの公武共に多かつたが、遠の満信も同一の運命を免るゝ事が出来なかつた。彼れの嫡子持房は亦義教に親愛されてゐたが、彼れは武藝に長じ、殊に劍術を善くした。一日義教は其技を試みんが爲めに、人に刀を持たせて彼れが出勤するを待受け、これを刺させると、彼れは笑つて其刀を奪つた。義教は又彼れの弟持員と其輕捷を競はせた。持房は菰戸半間の上面を開いて身輕に出入する事七回に及んだけれども、長刀は傍の壁に觸れなかつたが、持員は僅か三回跳ねた丈で止めて了つた。持房は又和歌をも善くした。義教は年々幕府に於て和歌の宴を催し、歌を善くするものを選んでこれに參列させたが、近習の中では其選に入るものが稀れであつたのに、持房はこれに列する事を許された。

満信が義教の怒を買つた動機は或年の正月、義教が射禮を行ひ、持房に命じて其矢を取らせんとすると、物堅き持房は斯る場合は、豫め使者が來つて命を傳ふるの例であるのに、突然の命令では受け難

いから、一應老父に尋ねて見たいと述べ、義教もこれを許したが、満信は我家では未だ斯る例がないといひ、持房も命を聞かなかつた爲めである。是時義教は大に怒つて満信の私第の花の御所(幕府)の西にあつたものを没收して一色左京亮に與へ、同時に其采邑の地方にあるものをも奪つた。これから満信は幕府に出仕を止めて、永昌坊の小巷に佗住居をする事となつたが、未だ出仕停止の命に接しなかつた持房は日々おして幕府に出勤した。初は同僚が逢うても口を利かなかつたが、後には出仕を差止められて了つた。斯くて義教の將軍職にあつた永享元年から嘉吉元年迄の約十三年の間、持房は失意の地に置かれて怏々として樂まなかつた。

而かも義教の旨に忤つたものは死を免れなかつたのに、持房父子が都下に身を隠し、義教も知つてゐ乍ら咎めようとしなかつたばかりか、其收めた所領も自身の料に充て、他人に與へんとしなかつたのは、必ず再びこれを用ゐる意志があるものと察せられてゐた。斯くと見て取つた持房の老臣は、持房の起用の爲めに策動した。當時義教は内大臣三條實雅の女を寵して夫人としたから、實雅は今を盛りと時めいたが、東山住心院僧正は實雅の叔父に當つてゐた。持房の老臣は持房の二男で、是時纔に十三歳になつたばかりの少年であつた敦氏に狀を持たせて院中に棄てた儘歸り去つたが、僧正はこれを見て憐愍の情を起し其旨實雅に告げた。實雅は夫人と謀つて義教に告げると、義教は罪は持房になく満信にあるから、向後持房が満信に逢はぬ事にすれば、赦してもよいといひ、持房は謹んで其命を奉

じたので、持房は再び幕府に起用さるゝ事となり、即日十餘邑と共に賀錢三百貫をも返還され、鷹司坊に地を給はつて私第を營んだ。彼れはもと義教の從騎であつたが、こればかりは復舊の命が出でなかつた爲めに、義教の暗殺された際は赤松氏の難に會はなかつた。

義政時代には持房は老家臣を以て遇された。當時彼れの從父姉妹に當る今參局が權勢義政夫人を凌駕し威力を振ひつゝあつたが、彼れは政治の局中に出づるを好まずして彼女の權貴に屈せなかつた。

應仁の亂の起つた時、彼れは第五番衆を率ゐて幕府の護衛に當つてゐたが、其西門前に一色氏の第があつた。斯波氏の部下朝倉彈正が來て、敵が若し來り迫らば火を放つてこれを燒くであらうから、これに先きだつて破毀されたいと申込んだ。斯くと聞いた持房は聲を勵まして、敵が來らば汝等防戦するがよい、我衆の手で破毀すべきでないと言ひ下したから、彈正は此權慕に恐れを爲して引取つた。

是歲彼れは六十七の高齡であつたから、義政は閑地に就かしめ、嫡孫政重に代つて幕府に出仕させた。政重は是時十八歳の若さであつた。當時第五番衆には敵の西軍に内應するものが多く、政重の進退についても、流言蜚語が盛んに起つた。持房はこれ聞いて、政重は唯一死あるのみである、縦ひ彼れの番衆は西軍に與しようとも、政重は誰を主としてこれに屬するであらう、我れは老いたりと雖も、政重が死んだと聞かば自殺せんと言つて、屢其用意をなした。

持房の長男教幸は十餘歳の時から幕府に入侍し、義政の命を受けて同年配の一角左京大夫と袖を聯ねて舞うた事がある。一日義政の從騎となつて參内した時、長くも天皇の御目にどまり、彼れは誰ぞと問はせたまうたから、大館教幸と申上げた。斯様に態御下問を蒙つたのは無上の光榮としたところである。教幸の子政重は壯年の頃、義政に侍して厚き眷顧を蒙り、義政が東山の別業を設けた時、左右の親信なものを選んで家移させたが、政重は其筆頭であつた。彼れは義政の申次の首席である。

(永享以來御番帳)

持房の子で幼少の頃、老臣の計らひで父の再出仕を求むる爲め、住心院に歎願書を上つり、一家再興の因子となつた教氏は、年長じてから、義政に仕へて最も親信されたが、義政は幕府の申次(泰事)とした。彼れは將軍の從騎となつた。義政が年々幕府に和歌會の宴を催した時にも、教氏はこれに參列して父の業を墜さなかつた。寛正四年九月七日(大乘院寺社雜事記には八日に作る)遽に病んで卒したが、年は三十八歳であつた。其人となり温順で妄りに喜怒せず、士卒にへり下つて洛中の褒めものであつたと行狀に説かるゝ彼れの半面にも、其死を喜ばるゝ程の怨恨を買つた事がある。大乘院寺社雜事記には寛正四年七月七日條に、教氏が同日死んだとの訃報に接して「且神罰歟、希代事也」と書いてゐる。それは大乘院領越前國細呂宜の事について、教氏に不法の行爲があつたから、彼れの死が大乗院側で悦ばれたのである。併しやがて其報道は取消されて嬉喜びとなつた。

教氏には男子が三人あつたが、長男と次男とは早世し、三男尙氏が相續した。彼れは少年の頃から義政の嫡子義尙に侍して格別寵遇を蒙つた。大館氏は同じく持房の孫でも嫡孫たる政重は東山別業に義政に仕へ、尙氏は室町の幕府に義尙に仕へてゐた事は各其偏名を賜はつてゐるのでも掩はれまい。文明十三年比、御相伴衆には御供衆の中に大館兵庫頭(尙氏)があり、申次の筆頭に大館刑部大輔(政重)がある。尙氏は文明十五年二月より幕府の申次となつた。(永享以來御番帳)彼れも亦和歌を善くした。文明十四年正月十三日幕府で催された詩歌會に大館治部少輔尙氏が講師として歌を讀上げてをり、(實隆公記)同七月二十六日幕府で催された十五番歌合にも參加してをれば、(將軍家歌合)又同十六年三月十日の幕府の連歌會にも參列してゐる。(實隆公記)彼れは又筆蹟にも長じてゐたらしく、文明十五年八月六日、義尙が和歌打聞會を催して、公卿及び諸將士を會し、古今の秀逸なる和歌を選ばせた時に、彼れは二階堂政行と共に筆者(書手)であつた。(親長記)其他彼れは文明十五年二月十七日幕府の蹴鞠會にも加はつてゐるから、藝術の天分殊の外豊かな人であつたと知られる。

義尙が六角高頼を伐たんが爲めに近江に出陣した時には尙氏は第五番衆の筆頭であつた。(常徳院江州動座當時在番衆着到)延徳元年義尙が鈎の本營で病んだ時、母義政夫人日野富子が態々京都から見舞に行つてゐる中に數奇の將軍は息を引取つた。其夜營中に火を放つたものがあつて、軍卒が大に騒いだ。營中にては軍議を凝らしたが、或るものは賊が歸路を絶つたから、諸軍の到着を待つて京都

に歸葬するがよいと説く杯、衆議紛々として決せなかつた。是時尙氏が進み出で、若し空しく、數日を送つたならば、賊は益蜂起するであらう、今騎士歩卒は稍少いが、部署を定めて柩を護り、大夫人の輿を擁して行つたならば、賊は恐るゝに足らぬといつた爲めに、議が忽に決した。早旦尙氏は騎馬で前驅し、後陣が皆従つたが、賊は敢て動かなかつた。富子は喜んで尙氏を褒め、世人も彼れが死生一貫して能く義尙に仕へた事を稱美した。山禮記に「自江州室町殿御歸陣體也、公家衆先陣、次五番衆」とあるは尙氏の先驅を斥すものである。

政重も尙氏も其後は義植に仕へて舊の如く申次となつた。(長祿二年以來申次記)彼れは法名を常興といふ。日記に大館常興日記がある。天文七年から同十一年に及んで、足利幕府の有力なる史料である。

以上は持房の子及び孫であるが、持房には女子が二人あつて、一人は山名相模守の長子に嫁し、一人は陽西院で義政の妾となつて女子を生んだ。總持尼院舜長老がそれである。陽西院は義政の薨後尼となつて念佛三昧に志した。

六 大館氏の家庭

これから私は大館氏歴世の私的生活について説く順序となつた。

大館氏は祖先以來各地に其所領があつた。先づ近江には草野があり、市子があり、美濃には九郷が

あり、正近村があり、輕海があり、攝津には溝杭があり、丹波には池内（持房の女で義政の妾となつた陽西院が領した）栗村があり、（大館氏の尼が寄附を受けてから周麟に歸した）越中には國吉、横田今江、福田、蟻川、杉原、鳥取があり、加賀には福田、若松があり、出雲には稻荷、蟻屋があり、駿河には中郷があり、備前には輕部があり、（幕府に請うて仙館院に寄附した）上野には大館、一井がある。就中大館は新田六十六郷の一で大館氏の本領であつた事は繰返す迄もなく、一井と共に持房の時迄其租を納め來つた。其他山城には草内、飯岡、河原村、田邊がある。これ丈あれば頗る潤澤のやうであるが、騷亂の際、諸國を守護の爲めに押領されて、残るは僅となつた事多分に洩れなかつた。

武家として斯く上流に位する大館氏の家庭に於て如何なる教育が施されたか。第一は武術であつた事第五番衆の番頭たるべき家柄より推すも當然の事であらう。

甦生後の大館氏の始祖となつた義冬については何事も傳はらぬが、其子氏信は弓馬を善くする譽れが高かつた上に、弓箭の製作にも玄人も及ばぬ巧みさがあつた。本行狀の主人公たる持房に至つては、少年の頃より正門流の劍術を學んで妙を得たらしい。義教がこれを試みた事は前に説いた。弓馬の藝も亦其奥儀を究め、最も笠懸に巧みであつた。又時々良馬に覆面してこれに乗り乍ら陌上あせちを乗り過ぎるといふ曲藝をも試みた。當時騎馬に巧みなものは遠くからこれを眺めてあれば必ず持房であらうといつたが、果してさうであつた。併し大館氏は文學の方面にも修養を怠らなかつたから、世々和

歌連歌を善くし、書道にも通じたものを輩出してゐる。

精神的修養については祖先崇敬の風が見られる。一例としては、氏信が平生義堂周信と方外の交を結び、所領を慈氏院に寄せ、祖先子弟の墓を祖塔の後に設け、毎年七月にはみづから子女を携へて展墓するを例とした事が挙げられよう。

武家の常として歴世禪宗に歸依し、名僧に參禪したものが多し。先づ氏信が義堂周信に交つた外、滿信は廣照國師に參し、法名を求めて祐喜の號を授かつた。義持とは法門の兄弟である。後、大徳寺の大模宗範とも道交を修し、仙館院なる小院を創立して、備前にある采邑を寄せ、大館氏の墳墓の慈氏院にある以外は此仙館院の後山に安じた。

持房の如きも相國寺の鄂隱慧叡（佛慧正續國師）の門に入つてゐる。周麟を五歳から相國寺に入らせたのも彼れの佛心からであつたらう。禪に次いで淨土信仰がある。持房の信仰について本行狀に「以念佛爲助道」といつてゐるのがそれで、彼れも念佛信者としては別に覺阿の法名がある。彼れは中年から念佛に歸依した。京都の邸内に一室を構へて、そこに彌陀三尊を安置し、寶池の額を掲げ、又門には景龐の扁額を掲げた。彼れは寢室から廊下傳へに此室に入り、小磬を打ち、六時念佛を唱ふこと沈酔の折も未だ嘗て怠ることがなかつた。其聲は清爽で人耳を洗ふに足つてゐた。彼れは彌陀を念ずると、其相好が眼に映じて、これと語ることすら出來たとさへいはれてゐる。彼れの臨終には彌陀の前で合

掌稱名した儘逝いた。彼ればかりではなく其嫡子教幸も三十一歳の若さで、端坐稱名した儘睡るが如くに逝いてゐる。並びに道念の堅固であつた事が偲ばれよう。

斯る名門に生まれ、且つさうした環境にはぐまれもし、教養を受けもした大館氏の人は何なる人格を涵養し得たであらう。試みに持房について本行狀に聞かざらば、彼れは「爲人嚴莊、不妄笑言、剛態毅狀、不可押焉」「公平居好施與、家無剩財、賓客士卒分食々之、有罪者、察以當其科、嚴乎其不可犯也、出入進止、有常處、從侍者識視、不失尺寸、其資性端正如此、其居內室也、有禮有則、侍女之供給者自然有律度」と記されてゐる。其子教氏は又「其爲人、溫順、不妄墮喜、禮下士卒」といはれる。嚴莊と溫順とは互に相反するやうであるけれども、喜怒を色に現はさぬが如き矯情的態度は一つである。それ丈に又融通の利かぬところもないではなかつた。射禮に箭取役を仰付けられて即答を避けた持房、我家に其例がないといつて拒絶した滿信の如きは、揃ひも揃つて極端なる好標本といへるであらう。

公生活に於て無二の忠臣であつた大館氏の人は何私生活に於て無二の孝子でもあつた。只こゝに家庭の一悲劇と見るべきは滿信、持房父子間の葛藤である。滿信父子が義教の忌諱に觸れて斥けられた後持房の老臣の苦肉の計に依つて持房が再出仕の目的を達し没收の所領を復して其幾分を竊に父に分ち孝養を續けた迄はよかつたが、滿信は持房の起用が父子義絶を條件としたものである事を後に知つて

以ての外の事とし、持房を廢して持員に代へしとした事から、更に滿信對持房老臣との反目となつた。此くの如き事は當時下剋上の世相の一表現に過ぎぬのであつて、應仁、文明の内亂は實は此種の家族的、主從的破綻に外ならぬといつてよい。大館氏の場合に於ても、老臣は持房を擁して主家の破滅を免れんが爲めに頑是なき持房の子教氏を囿に使つて辛くも其目的を達したのである。これ主家再興の苦策であつた。さればこそ本行狀にも教氏の事を「嘗獻狀住心院、以興家者」といつてゐるのである。持房も一家の存續の爲めには少くとも表面は父を裏切る事を辛抱せなければならなかつた。滿信の處置に憤つた老臣を慰めて彼が「我父老矣、不可動焉、且待」といつたのは、義尙が義政の東山別業經營の爲めに淨土寺の墓地を取毀つたのに對して反對の聲の高かつた時、父は餘命幾何もなからうから、生前は姑く許せといつたのと同様で、親思ひの遣瀨なき情が偲ばれよう。家族主義の破綻と其彌縫と、所詮は我家族主義の生んだ悲喜劇其者に外ならぬ。滿信の死後、持房は心から謹んで其喪に服した。彼れが其弟で、一時父の爲めに見かへられんとした持員を招いた時には、世間並に報復を加へもせんかと人々に危ぶまれたが、彼れは意外にも弟に向つて何も恐るゝ事はない、父に捧げた領地は其儘卿に授けるといつたので、世人は擧つて彼れが友愛の情に富んだのに感じた。義滿の死後義持が父の晩年に自身に見かへんとした弟義嗣を殺したのに比ぶれば、確かに歎賞に値ひするものであらう。持房の子教幸も亦父母に仕へて至孝の聞こえがあつた。

同時に父母の其子を信じこれを愛するの情も亦尋常ではなかつた。持房が其嫡子教幸に對する世評を否定し彼れと生死を共にせんとした事は前にも説いたが、其壯くて先立つた時には、哀傷の餘り、六字の名號を句の頭に置いた和歌六首を詠じて其冥福を祈つてゐる。教幸の死んだ翌日早朝、偶然にも其男子（政重）の生まれたのを見て、彼れはせめてもの慰安としたこの事である。

持房は珍らしく一夫一婦主義の人であつた。彼れの妻は赤松義則の孫で、則友の女である。家にあつた頃も孝友淑貞であつた爲めに祖父義則に愛せられた。一日義則が持房の父滿信と幕府で逢つた時本人共の祖父と父との間に婚約が成立した。赤松氏は四職の一家であるから、大館氏に比すれば、家も大きく格も高かつたから彼女の入嫁した時は參賀するもの引きも切らなかつた。爾來琴瑟相和して妻の腹に生まれた男十二人、長男教幸は持房が二十歳の時に生まれ、周麟は四十歳の時に生まれた。其他他腹の子としては一人もない。持房が應仁の亂を避けて近江草野の采地に隠れた時にも、後に醍醐寺に移つて實相房に寓した時にも、夫妻同行せぬはなかつた。持房は資性嚴格に過ぎたから、子弟家僕の罪を得るものもあつたが、彼女は徐ろに其赦免を夫に請うた。彼女は又彼等の間に親疎愛憎の隔てを設けず、常につましましやかに家庭の人となつて外出した事がなく、神社佛閣に詣でんどもしなかつたから、家中のものも其面を見知らぬものさへあつた程である。七十の老齡に及んでもさながら處女の如く、夫に仕へる誠意は死に至る迄渝らず、常に慈顔を以て多くの子女に接し、彼等を教ふるにも

私情を交へなかつた。本行狀の著者周麟は母に對する思出としてなつかしみある筆致で次の如き挿話をものしてゐる。

應仁の亂の突發した時、彼れは二十八歳であつたが、其年の八月に彼れは相國寺を辭し、仙館院に行きて兩親を見舞つた。程なく兩親は京都の戰亂を避けて近江の采邑で恰好の避難所たる草野に向ふ事となつたから、周麟は坂本迄見送つた後、自身はそこから其法兄瑞仙桃源や横川景三が近江の市村に隠れてゐるのを見舞ひたいというど、老父は不機嫌顔で、老母が舟に乗るのに、汝は何故手傳はぬかといつた。斯くと聞いた彼女は竊に周麟に向つて構はず行いて其佛徒に學ぶがよい、私は汝が佛道を得て私に物語つて呉れるのを喜ぶ、それこそ何寄の孝養ではないかといつたので、周麟も安心して即日兩親に別れて行つた。こゝ迄書いた周麟は更に筆を改めて、『今思之、恨無以早歸白母、欲庶幾古人織屨不可得已』と悔恨の情をもらしてゐる。

彼女の外にも、時代の環境から、此時代には女丈夫の輩出が目立つて見受けられる。本行狀の傳へるところで見ても、持房の女で山名氏に嫁したものゝ如きは、夫が賊臣に弑せられた時、彼女も其攻圍中にあつて死を共にせんとしたが、夫から共に死するは易く、一子を育て、其後を嗣がせるは難い、願はくは其難きをなせといはれて思ひかへし、婦人の身空で、諸子を率ゐ乍ら、圍を突いて出で敵が來り迫るも神色少しも變らなかつたから、皆女丈夫と譽めた。後其末子に家を立てさせ、亡夫の

遺託に酬いたのである。今參局の如きも、鞠養の恩ある義政から局中の權力争よりあらぬ嫌疑を受けて近江國沖島へ流され、次で死を賜はつたが、婦人と雖も豈自殺が出来ぬ事があらう、今はの際に臨んで我一門（大館氏の事）を辱しめてなるものかと、右手に刀を執つて腹を刺し、左手でこれを刎つたが、尙ほ死に切れず、死の直前迄も生氣が確かであつたから、側にあつた監視の武士達も皆舌を捲いて女中の大丈夫であるといつたといはれる。局の事蹟については拙稿『足利義政の政治と女性』に詳しく考證して本誌に載せたからこゝには省略する。（昭和五、一二、六、廣東に向ふ途次、門司に寄港した郵船照國丸の讀書室にて摺筆）